

児童手当・特例給付に係る所得基準について

児童手当における所得額の計算方法

所得額	-	控除額	-	8万円 (一律控除)	-	その他調整控除	=	A
【以下の所得の合計】 a)総所得(給与、事業、利子、配当、不動産、一時、雑、長期・短期譲渡所得の合計) b)退職所得(総合課税) c)山林所得 d)土地等にかかる事業所得等 e)長期・短期譲渡所得(分離課税) f)先物取引にかかる雑所得 g)条約適用利子・配当等		【以下の控除額の合計】 a)雑損控除額(控除額) b)医療費控除額(控除額) c)小規模企業共済等掛金控除額(控除額) d)障がい者控除(27万)(特別障がい者控除40万) e)ひとり親控除(35万円) f)寡婦控除(27万円) g)勤労学生控除(27万円)				10万円 給与所得及び雑所得(公的年金等)の方 6万円 税法上の扶養親族等が老人扶養、老人配偶者に該当する場合、該当する者1人につき6万円控除		

- (1) **A** を算出する。
- (2) 税法上の扶養親族等(同一生計配偶者(配偶者控除)、一般扶養、特定扶養、老人扶養、年少扶養)の人数を確認する。
- (3) 下表で、(2)に応じた②所得上限限度額と **A** を比較し、**A** がこの額を下回った場合、改めて認定請求書を提出してください。

扶養親族等の人数※	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	給与収入額の目安(万円)	所得額(万円)	給与収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※扶養人数が6人以上の場合は、扶養親族1人につき38万円を加算した所得額(扶養親族6人の場合、②所得上限限度額の所得額は1,086万円)が基準額となります。

問合せ
 こども給付課給付係(児童手当担当)
 048-477-2737(直通)